

毎週火、曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四十五年十一月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
鳥取県桑苗検査規則

恩給法の一部を改正する法律附則第八條並びに昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則

◇訓令 鳥取県收入証紙規則の一部改正
鳥取県公文規程の一部改正

土地改良区設立予備審査の申請
土地改良区から理事の氏名、住所の届出
健康保険法等に基き保険医の指定
保険医の異動

鳥取県保安林強化事業施行規程の廃止
林業種苗法に基き母樹林の指定
結核予防法に基き医療機関の指定
国民健康保険法に基き条例制定認可

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第八十八号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項五農林部中「資材肥料係」を削り、「普及係」の下に「肥料機材係」を加える。

第十一条商工課に第十二号として次の一号を加え、第十二号を第十三号とし、以下順次繰り下げる。

条例変更認可

◇教委告示

定例教育委員会の招集

◇公告

昭和二十八年度市町村農業共済組合専任職員資格試験の実施

十二 獵銃等製造販売事業の許可に関すること
 第十二条 農政課中「十二農薬及び肥料に関すること」を削り、第十三号を第十二号とし、以下順次繰り上げる。
 第十二条 農業改良課に第七号として次の一号を加え、第七号を第八号とし、以下順次繰り下げる。
 七 肥料、農機具及び農薬に関すること

第五十
七条中
併町村合
審議進進
議進進

町村合併促進審議会設置条例第三条の規定による郡の区域内の町村の自治能力を強化拡充し、財政難を打開し、行政機能を増進するため知事の諮問に應じて、町村の規模の合理化の促進のため必要な措置の調査審議、その実施のため関係町村に対する勧奨等に関する事務

鳥取県町村合併促進審議会

鳥取県町村合併促進審議会設置条例第一一条及び第二条の規定による町村合併を促進するため知事の諮問に應じて行う町村合併に関する計画の策定について調査審議及び知事の求めに應じて行う町村合併の促進についての啓発、宣傳、勧奨及びあつせん等に関する事務

に改める。

附 則

この規則は、昭和二十九年一月一日から施行する。

鳥取県桑苗検査規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第八十九号

鳥取県桑苗検査規則

蚕糸業法施行令（昭和二十年勅令第七百二十二号）に基づきこの規則を定める。

（総則）

第一条 県内において生産された桑苗を他人に譲渡し又は県外に移出しようとするものは、この規則の定めるところにより検査を受けなければならない。但し、次の各号の一に該当する桑苗については、この限りでない。
 一 実生苗及びその他の原苗

二 試験研究その他特別の事由により知事において検査の必要がないと認められたもの

（検査員）

第二条 検査は、蚕業指導所に勤務する技術吏員（以下「検査員」という。）が行う。

（検査の申請手続）

第三条 桑苗の検査を受けようとするものは、別記様式第一号により検査申請書を受検希望期日五日前までに知事に提出しなければならない。

第四条 検査を受けようとするものは、あらかじめ桑苗を品種別及び採苗法別に次に掲げる区分により束装し、別記様式第二号による検査票を附し検査の場所に提出しなければならない。但し、特別の事由があるときは、五十本未満のものを一束として提出することができる。
 一 大苗（根廻り三、五センチメートル以上のもの）は二十五本を一束とすること

二 中苗（根廻り二、五センチメートル以上三、五センチメートル未満のもの）は五十本を一束とすること

三 小苗（根廻り一、八センチメートル以上二、五センチメートル未満のもの）は五十本を一束とすること

（検査基準）

第五条 検査は、束装ごとに行い、次に掲げるものはこれを不合格とする。

- 一 根部の発育不良なもの
- 二 病害虫の附着しているもの
- 三 著しく生理を害しているもの

（格付）

第六条 前条の検査に合格したものに對しては、次の区分により格付を行い、検査票に別記様式第三号による検査合格証印を押す。

- 大根廻り三、五センチメートル以上のもので根部の発育良好なもの
- 中 根廻り二、五センチメートル以上三、五センチメートル未満のもので根部の発育良好なもの
- 小 根廻り一、八センチメートル以上二、五センチメートル未満のものを

トル未満のもので根部の發育良好なもの
 (検査証票の再用禁止)
 第七条 前条の規定により検査合格証印を押なつた検査票(以下「検査証票」という。)は、これを再用してはならない。

(検査の日時及び場所)
 第八条 検査は、検査申請書記載の日時及び場所において行う。但し、知事が必要と認めるときは日時及び場所を指定して検査することができる。

(再検査)
 第九条 検査に合格した桑苗が次の各号の一に該当するときは、再検査を受けなければならない。
 一 束装がき損し又は改装されたとき
 二 品質が著しく劣変し又は病虫害を受けたとき

三 検査証票の記載事項が不明りようとなり又は検査証票がなくなつたとき
 第十条 検査員が必要と認めるときは検査済の桑苗に対して再検査を行うことができる。

(検査の立会)
 第十一条 検査を申請したものの若しくはその代理人は、検査に立ち会つて検査員の指示に従わなければならない。

(損失補償)
 第十二条 県はこの規則による検査のため生じた損失については補償の責を負わない。

(書類の経由)
 第十三条 この規則により知事に提出する書類は、所轄蚕業指導所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別 記)

様式第一号

年 月 日

桑苗(再)検査申請書

住 所

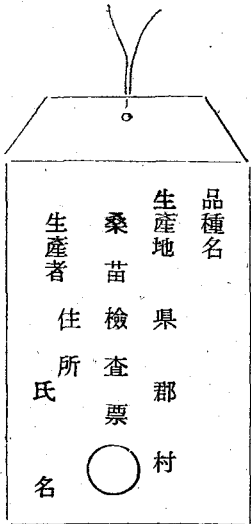
氏 名



鳥取県知事 氏 名 殿

計	名 種 品		受 検 希 望 日 場 所	生 産 地
	採 苗 法	根 廻 別 数 量		
	根 廻 本 数	束 数	月	
			日	
			場	
			所	

様式第二号



紙 質 模造紙(一五〇ボンド内外)
 長 さ 十センチメートル
 幅 六センチメートル

様式第三号



直 径 二、五センチメートル
 肉 色 赤
 格には大、中、小を表示する

恩給法の一部を改正する法律附則第八条並びに昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により、改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第九十号

恩給法の一部を改正する法律附則第八条並びに昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則

第一条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第八條第一項から第四項までの規定により改定すべき恩給であつて、鳥取県知事が裁定するもの改定については、第二条から第四条までの規定による。

第二条 法律第五十五号附則第八條第一項及び第四項の規定により改定すべき増加恩給又は扶助料であつて、昭和二十八年七月三十一日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずに改定して、その年額を表示した新証書を発行する。

第三条 前条の新証書は、権利者の請求を待たずに調製し、支給庁を経由して、従前の恩給証書と引換えに権利者に交付する。

第四条 法律第五十五号附則第八條第一項から第四項までの規定により改定すべき増加恩給、傷病年金又は扶助料であつて、昭和二十八年八月一日以後裁定するものについては、改定年額及びその改定前の年額を表示した証書を発行する。

第五条 前四条の場合において、これらの規定に別段の定めのない事項については、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）を準用する。

第六条 昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第五十七号。以下「法律第五十七号」という。）の規定により改定すべき恩給であつて、鳥取県知事が裁定するもの改定及び請求手続については、第七条から第十一条までの規定による。

第七条 法律第五十七号の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給又は扶助料であつて、昭和二十八年九月三十日以前の日附のある証書（第二条の新証書を含む。）によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずに改定して、その年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票（別記第一号書式）をはりつけた従前の恩給証書によつて、改定年額を支給する。

第八条 前条第二項の支給額票は、権利者の請求を待たずに調製し、支給庁を経由して、権利者に交付する。

第九条 第七条第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書（別記第二号書式）に支給額票をはりつけた従前の恩給証書を添付して、別に定める日後、支給庁を経由して、鳥取県知事に差出すことを要する。

第十条 法律第五十七号の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料であつて、昭和二十八年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及びその改定前の年額を表示した証書を発行する。

第十一条 支給額票を亡失し又はき損したときは、支給庁を経由して、鳥取県知事に対しその再交付を請求することができる。

第十二条 第五条の規定は、法律第五十七号の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別記)

第一号書式

昭和二十九年一月渡以降 普通恩給年額改定支給額票

現証書記号番号	第 号
改定証書記号番号	第 号
改 定 年 額	円
同 上 一 期 額	円 銭
昭和 年 月 日 から	支給年額 円
昭和 年 月 日 から	支給年額 円
昭和 年 月 日 から	支給年額 円
氏 名	
生 年 月	年 月 生

(鳥取県)

昭和二十九年一月渡以降
普通恩給年額改定支給額票
増加恩給

(ロ)

現証書記号番号	第	号
改定証書記号番号	第	号
改定年額	普通恩給年額	円
	増加恩給年額	円
	計	円
増加恩給には家族人の加給年額		円を含む
同上一期額	円	銭
給与の終期	昭和	年 月
障害の補償に よる停止	停止年額	円
	停止の終期	昭和 年 月
氏名		
生年月	年	月 生

(鳥取県)

昭和二十九年一月渡以降
普通扶助料年額改定支給額票

(ハ)

現証書記号番号	第	号
改定証書記号番号	第	号
改定年額	円	
同上一期額	円	銭
続氏	柄名	
生年月	年	月 生

(鳥取県)

昭和二十九年一月渡以降
公務扶助料年額改定支給額票

(ニ)

現証書記号番号	第	号
改定証書記号番号	第	号
改定年額	円	
	遺族人の加給年額	円を含む
同上一期額	円	銭
遺族補償による 停止	停止年額	円
	停止の終期	昭和 年 月
続氏	柄名	
生年月	年	月 生

(鳥取県)

第二号書式

新証書交付請求書

支給額票をはりつけた証書を返付するので、昭和二十八年の改定証書を交付されたい。

年 月 日

住所

権利者 氏

鳥取県知事 氏 名 殿

名 印

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第九十一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三

十八号)の一部を次のとおり改正する。
第八条に第二項として次のように加える。
2 元売さばき人が小売さばき人に証紙を売渡すときは、
百円未満の端数を附してはならない。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第二十九号

府 中 一 般
各 府 廳

鳥取県公文規程(昭和二十六年十一月鳥取県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二条第五号中「内訓」を「内訓甲」に改め、同条に第六号として次の一号を加え、第六号を第七号とし、以下順次繰り下げる。

六 内訓乙(解の長に対して予算の令達をするもの)
第三条第二号中「内訓」を「内訓甲及び内訓乙」に改める。

第四条第一項第一号中「内訓」を「内訓甲、内訓乙」に改める。

第五条中「内訓」を「内訓甲」に改める。

附 則

この訓令は、昭和二十九年一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百六十五号

東伯郡泊村大字小浜賀須井直外十四人の者から、土地改良区の設立について予備審査の申請があつたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十三号)附則第二項の規定により次のように縦覧に供する。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称

イ 予備審査に関する調査報告書

ロ 土地改良事業計画概要書

ハ 定款作成の基本となるべき事項を記載した書面

二 縦覧期間

昭和二十八年十二月二十六日から昭和二十九年一月十四日まで

三 縦覧の場所

東伯郡泊村役場

四 意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること

鳥取県告示第五百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

松尾溜池土地改良区

深田 浅一 西伯郡高麗村大字妻木

汐田 竜雄 "

入江 治一 大字富岡

谷野 高德 大字平田

斉木 哲 大字保田

生田 利貞 " 大字今津

北野 清吉 " 大字今津

山中 広平 " 大字安原

種田惣太郎 " 大字安原

谷上 友悦 " "

田中 巖 " "

亀山 運一 淀江町大字淀江

松井 彦一 " "

糀 市良 " "

泊村石脇土地改良区

櫻井壽太郎 東伯郡泊村大字石脇
 吉田 正儀 " "
 石井 良三 " "
 宮木 重基 " "
 松本 堯 " "
 櫻井 清 " "

鳥取県告示第五百六十七号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。
 昭和二十八年十二月二十五日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	名	診療	所	氏名	指	定	年	月	日
------	---	----	---	----	---	---	---	---	---

歯科	海賀齒科医院	西伯郡所子村字園信	海賀 善延	昭和二十八年十二月一日
"	川元齒科医院	"	川元 光雄	"

鳥取県告示第五百六十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のよう

な異動があつた。

昭和二十八年十二月二十五日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名	名	称	診療	所	の	所	在	地	異	動	事	項	氏	名	異	動	年	月	日
------	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

歯科	桑名齒科医院	倉吉市宮川町	東伯郡社村字横田	住所変更	桑名 佐太郎	昭和二十八年十二月四日
----	--------	--------	----------	------	--------	-------------

鳥取県告示第五百六十九号

鳥取県保安林強化事業施行規程（昭和二十四年十月鳥取県告示第五百七十五号）は、廃止する。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百七十号

林業種苗法（昭和十四年法律第十六号）第四条第一項の規定により母樹林として昭和二十八年九月三十日次のとあり指定した。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

指定番号	郡	町	村	大字	字	地	番	樹種	本数	所在地	氏名	母樹林別
------	---	---	---	----	---	---	---	----	----	-----	----	------

鳥第一四八号	岩美	宇倍野	宮ノ下	一ノ宮	六〇五	スギ ヒノキ	六 一一	岩美	宇倍野	宇倍神社	母樹林
" 一四九号	米里	越路	猪谷	八三八の二 八三九の一	アカマツ	二六	"	米里	谷本	勇	"
" 一五〇号	"	"	"	"	八四一	"	九	"	谷口	房雄	"
" 一五一号	"	"	"	"	八四二	"	一〇	"	上垣	瀧治	"
" 一五二号	八頭	智頭	眞鹿野	小谷	六七三	ヒノキ	五〇	八頭	智頭	谷口 壽雄	"
" 一五三号	"	"	大背	崩谷口	一、二五三	"	八〇	"	"	古谷忠次郎	"
" 一五四号	"	"	奥本	坂ノ谷	七六八	スギ	二一	"	"	安住喜代治	"
" 一五五号	池田	吉川	ヒレシ折橋	一、二六二ノ七	七七〇	"	二五	"	若桜	木島 可恵	"

一五六号	山郷	福原	アソウ谷平	五八六	一三	山郷	藤原	位
一五七号	中原	瀧ノ上下平	七四〇	スギ	一〇	葉狩	要範	〃
一五八号	西谷	ソラ田	八三〇	ヒノキ	六六	尾崎惣五郎	〃	〃
一五九号	日野	日野上	宮内	井手ノ平	一五二二	スギ	二五	日野
					八四三	八五一	八五六	日野上
					八四〇	八四二	八五六	入沢
					一五二二	スギ	二五	仁
					一五二二	スギ	二五	〃

鳥取県告示第五百七十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

名	称	所	在	地	管轄保健所	指定年月日
鳥取市国民健康保険直営末恒診療所		鳥取市	伏野一、五四五ノ二		鳥取保健所	昭和二十八年十二月十四日
安部村国民健康保険直営診療所		八頭郡	安部村大字安井宿一、〇八五		智頭保健所	〃
瀧川医院		西伯郡	境町日出町九六		米子保健所	〃
医療法人広江病院		米子市	上後藤三二		〃	〃
遠藤医院		日野郡	江府町字江尾一、九八六		根雨保健所	〃

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百七十二号

国民健康保険を行う智頭町外一箇村国民健康保険一部事務組合に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基づく条例制定の認可があつた。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行う町村

八頭郡智頭町外一ヶ村国民健康保険一部事務組合

一 認可年月日

昭和二十八年十一月二十八日

鳥取県告示第五百七十三号

国民健康保険を行っている次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基づく条例変更の認可があつた。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行っている村

東伯郡旭村

一 認可年月日

昭和二十八年十月三十一日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一日 時 昭和二十九年一月五日午前十時半

二場 所 県教育委員会々議室

三議 題 教職員定数基準について

その他

公 告

昭和二十八年度市町村農業共済組合専任職員（技術及び事務職員）の資格試験を次のとおり実施する。

昭和二十八年十二月二十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 試験期日及び場所

（一）期 日 昭和二十九年二月十六、十七日

（二）場 所 東部 鳥取市

中部 倉吉市

西部 米子市

（三）受験場及び試験の時間については別途受験資格者に通知する。

二 受験資格

（一）旧制中等学校又は新制高等学校の農業科卒業以上の資格を有する者並びに昭和二十九年三月卒業見込の者

（二）旧制中等学校又は新制高等学校を卒業した者で、

鳥取県農業講習所又は鳥取県立蚕業技術員養成所の課程を修了した者並びに昭和二十九年三月修了見込の者

（四）五箇年以上農業技術指導に経験を有する者

（五）農業改良普及員の資格を有する者

（六）事務職員にあつては前四号の外旧制中等学校又は新制高等学校卒業以上の資格を有する者並びに昭和二十九年三月卒業見込の者

（七）知事が適当と認めたる者

三 出願手続

（一）受験希望者は次の書類各一通を県農業共済組合連合会支部経由の上知事宛提出すること

1 受験願書（様式一）

2 履歴書（様式二）

3 学校卒業証明書又は卒業見込証明書

4 受験資格者であることを証明する資料（農業改良普及員の証明書又は合格証の写、現に農業団体に勤務中の者は当該団体の長の証明書）

（一）受験願書を受理し、受験資格があると認めたる者に対しては、受験票を交付するとともに試験実施に必要な事項を通知する。

四 受験願書の受付

昭和二十九年一月十日から昭和二十九年一月三十一日まで

五 試験方法

（一）筆記試験及び口述試験とする

（二）筆記試験は次に掲げる項目について行う

農業災害補償法 農業共済団体組織

会計経理 農作物共済事業

蚕繭共済事業 家畜共済事業

任意共済事業 事業一般、損害防止、損害評価

水稻、陸稻、麦栽培技術 土壤肥料

病虫害防除 栽桑、桑樹病害

育蚕、蚕体病理 養蚕一般

家畜、飼育、管理、生理衛生

農業気象 作文

（三）口述試験は社会常識試験及び人物考査とする

六 試験合格者については試験終了後一箇月以内に鳥取県公報にその氏名を公表するとともに合格証を交付する。

様式一（日本標準規格B5） 受験願書

氏（ふりがな） 名

年、月、日生

農業共済組合専任職員（技術職員）（事務職員）の資格試験を受けたので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

名 ④

鳥取県知事 氏 名 殿

